



2022年5月26日

各 位

テイ・エス テック 株式会社
代表取締役 社長 保田 真成
(コード番号：7313 東証プライム市場)
問い合わせ先：
コーポレート・コミュニケーション部長
大塚 武
電話番号 048 (462) 1121

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月26日の取締役会において、2022年6月24日開催予定の当社第76回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(予定)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 383 571 412">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="172 495 523 524">第 1 0 条～第 1 3 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="197 546 766 575"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="172 582 778 835">第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="437 987 504 1016">(新設)</p> <p data-bbox="161 1178 510 1207">第 1 5 条～第 1 6 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="443 1236 497 1265">附則</p> <p data-bbox="177 1281 582 1310">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="188 1328 304 1357">(条文省略)</p> <p data-bbox="443 1599 510 1628">(新設)</p>	<p data-bbox="1034 383 1225 412">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="836 495 1206 524">第 1 0 条～第 1 3 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1091 633 1158 663">(削除)</p> <p data-bbox="820 833 1018 862"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="823 871 1426 974">第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="903 983 1426 1160">② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="823 1178 1193 1207">第 1 5 条～第 1 6 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="1091 1236 1145 1265">附則</p> <p data-bbox="823 1281 1228 1310">(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p data-bbox="836 1328 979 1357">(現行どおり)</p> <p data-bbox="823 1373 1225 1402"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 1411 1417 1552">1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="810 1561 1426 1702">2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="810 1711 1417 1812">3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上